

# 徳川光圀の初政の人事

吉田 俊純

Tokugawa Mitukuni, he did not Change his Father's Ways between Three Years. What did it Mean.

Toshizumi YOSHIDA

キーワード：徳川光圀、三年の喪、人事、寛文三年九月十五日

## 一 問題の所在

『論語』学而の次の一章は孝子のあり方として、道徳を重んじる儒者のあいだで尊重された<sup>1)</sup>。

子曰く、父在せば其の志を觀、父没すれば其の行を觀る。三年の道を改むること無きは、孝と謂ふ可し。

三年の喪の間は、喪に服するだけではなく、父の方法を改めないで觀察する。そのうえで改めるものは改め、継承発展させるものは継承発展させるとの意味である。この教訓を光圀は、とくに人事を主眼として実行した。「義公行実」は、それを次のように伝えている<sup>2)</sup>。

九月十五日、家士二十七人の職掌を定む。威公（父頼房の

諡号―注吉田）薨後、ここに至り三年なり、公かつて曰く、三年父の道を改むることなきは、ただに孝子の忍ぶあたはざるのみならず、三年の久しきに至りては、賢否得失、これを察しすでに熟す。黜陟更張、以て大過なかるべし。大抵先人老成して事をあらたむ。後輩軽々しくこれを左右せんとす。その害たるやはなほだし。

右の事実は、光圀が儒教道徳に厳格であったことをよく伝えているが、同時に一つの誤解を与えている。それは三年の喪の間、光圀は人事をはじめ、積極的に治政に取り組まなかったとの理解である。

野口武彦は、「光圀が本格的に内政整備に着手するのは、翌寛文二年（一六六二）の九月あたりからでもあろうか」と述べ、

この月に母の弟の谷重代を城代家老兼老中に抜擢したこと、諸法令二七条などを公布したことを指摘した。しかし、この点を重視することなく、次のように結論づけた。<sup>3)</sup>

光圀が家士二十七人の職掌を定めたときを、われわれは事実上の光圀政権の出発と見なしてよいだろう。この大幅な人事異動は、じつに水戸の藩政府の組織だったのである。

瀬谷義彦は、『桃源遺事』の「頼房卿御逝去の後三年の間、頼房卿の御仕置を御用ひ、少も御改なられず候<sup>4)</sup>」を引用した。そして、寛文三年（一六六三）九月一五日の人事を重視して、次のように結論づけた。<sup>5)</sup>

権力の座についた光圀は、一時の感情で簡単に人を動かすことを戒めた。しかし実際この時から「改める」藩主となるのである。

鈴木暎一は『徳川光圀』において、野口と瀬谷の業績を継承した。「服喪中の光圀」の節では寛文二年（一六六二）九月の藩法の整備などの諸施策を指摘しながらも、「たしかに光圀は、父の死後三年のあいだ、藩政の基本方針に変更を加えるようなことはしなかった」と明言した。そして次の「治道要諦」の節で、寛文三年九月一五日の人事を「重要人事の異動を発令している」と述べて、『水戸紀年』の次の記事を引用しているのである。<sup>6)</sup>

所謂廿七人ハ、岡崎平衛門・梶川弥三郎寄合組ノ頭ニシテ老臣ニ列ス。事務ヲ預リ聴ク、与力五騎、足輕廿人ヲ属セラル。谷小左衛門・藤田将監・川澄勘解由大番頭タリ。伊藤玄蕃・大森主馬・穂坂八郎衛門書院番タリ。其外姓名職掌今略ス。

右の見解に対して私は、「徳川光圀の藤井紋太夫誅殺一件<sup>7)</sup>」において、水戸藩士の家譜集である『水府系纂』<sup>8)</sup>によって、光圀時代の水戸藩の重臣、家老・大老・老中・奉行を詳細に分析して、

老中三人は寛文元年（一六六一）八月に、奉行三人は同二年五月と九月に新任されたことを明らかにした。

それでは寛文三年（一六六三）九月一五日の人事はいかなる意義をもつのか。私は右の『水戸紀年』に記述から、みな番方であり、とくに最初の五人、岡崎・梶川・谷・藤田・川澄は老中であることに着目して、次のように論じた。<sup>9)</sup>

ここにあげられた八人のうちはじめの五人は、表3（光圀時代老中表）の最初の五人である。たしかに寛文三年（一六六三）九月一五日にその職に就いている。（ただし、谷の職は違っている）。光圀は彼らが老中であるよりも、寄合頭・大番頭の役職に就くほうが大事であると考えていたのである。

すなわち、光圀は武士の職分は役方⇨政治ではなく、番方⇨軍事にあると考えていたのである。さらに次のように論じた。当時の水戸藩の老中は大番頭か書院番頭を兼務していた。この傾向を光圀は強化した。寛文四年（一六六四）二月二八日に馬廻組を新設したとき、六人の用人のうち三人に馬廻頭を兼務させた。寛文七年三月一日、その三人、内藤政康・赤林重政・興津重長が奉行に昇進してからも、三人は馬廻頭を兼務した。

役方軽視の光圀の方針は、藩政の運営に障害になったに違いない。そのうえ、寛文八年以降、次第に水戸藩政は破綻へと向かった。光圀は役方を重視しなければならなくなった。元禄になると、老中と奉行は番方を兼務しなくなる。そして、光圀死後の元禄一五年（一七〇二）に老中になった武藤貞広は、大番頭上座の格式をえるのである。

番方重視の考えから藩政を運営していくなかで、光圀は役方を重視するようになったのである。

右の私の見解は今でも基本的には変わっていない。ただ当時の

『水府系纂』の分析は、役方のみにとどまって番方に及んでいなかった。そのため二七人のうち一九人は不明のままであった。また奉行以上の役職の分析にとどまったので、初期の光圀の政治姿勢を全体的にとらえていなかった。そこで本稿において、光圀が襲封した寛文元年（一六六一）八月十九日から、同三年九月一日までの人事を『水府系纂』<sup>10</sup>によって分析することで、これらの課題に取り組みようと思う。それは右の私の見解の修正を迫るものでもある。

## 二 役方の人事

水戸藩士の格付は、布衣以上・物頭以上・素袍以上・御規式以上・召出以上の五段階に大きく分かれ、そのなかでもそれぞれの役職には序列がつけられていた。<sup>11</sup>本節では役方の主な役職のこの間の任免を、格式の順に記述していく。

寛文元年（一六六一）八月一九日の時点で家老は山野辺義忠七四歳・中山信治二四歳・雑賀重次六四歳・太田資正四〇歳・松平康兼三七歳・山野辺義堅四七歳・酒井忠治三三歳・松平重孝一二歳の八人がいたが、このうち山野辺義忠が三年九月に致仕した。日付はあきらかでない。山野辺家は一万石の家老で、義堅はその跡取として明暦二年（一六五六）以来、家老に就任していた。なお水戸藩の家老は藩政の指導・監督はするが、直接日常的に藩政の運営にはたずさわらないで、幕府向の仕事をしていたようである。

家老に次ぐ役方の重職で、事実上、藩政府の中心であった大老は元年八月一九日には、以前の白井伊信五八歳と田代吉音五〇歳がいた。大老の下で同じく藩政府を構成していた老中には、

以前の岡崎昌純三九歳と梶川尚盛六一歳がいたが、元年八月に谷重代六三歳が供番頭傳准大番頭から老中准大番頭となり、同年中に藤田貞清五五歳と川澄幸隆五五歳が書院番頭傳から書院番頭老中になった。二人の就任の月は明記されていないが、光圀は三人の傳を同時に老中に登用したとみなしてよいだろう。

藩政府と諸役所を繋ぐ奉行の<sup>12</sup>人事は、この間に大きく動いた。元年九月一九日に奉行であったのは望月恒隆と野村尚治であった。それに加えて、二年五月五日に准奉行の佐野信久と用人の兩宮君政を登用した。しかし、同年九月一日には望月と野村と佐野を罷免して、町奉行の加治盛胤を昇進させた。三人の罷免の理由は、望月は「辞」で大番頭列に格付された。六七歳であった。彼は勘定方に功績があったので、優遇されたのであろう。野村は老衰のための辞職である。七十歳であった。佐野は病気のための辞職である。六二歳であった。なお留任した兩宮は五九歳、新任の加治は六二歳であった。奉行の罷免の理由の一つは老齢化にあったといえる。しかし、残った奉行も六十歳前後であった。

なお、老中と奉行の間では身分的な格差があつて、当時、奉行から老中には登用されなかった。<sup>13</sup>奉行から老中に登用されたのは延宝六年（一六七八）八月二八日に登用された内藤政康と興津重長が最初である。

加治のような例外もあるが、奉行は用人から登用するのが慣例であった。そこで次に用人をみる。用人は公的な側面で藩主を補佐する役職である。

元年八月一九日の時点で五人の用人がいた。すなわち野々山正勝五八歳、栗田寛親六〇歳、兩宮君政五八歳、興津重長三二歳、赤林重政三六歳である。このうち三年九月一日までこの職に留まったのは興津と赤林のみである。用人も大きく異動した。

元年九月七日に伊藤信直五〇歳が小姓頭から登用された。これは直前の七月二八日の本間乗直五六歳の死亡による補充である。二年になると大きく動いた。まず五月五日に雨宮が奉行に登用された。九月六日には野々山が取次役に登用された。一方、同じ日に桜井安連五四歳が小姓頭から登用され、鈴木隆正五七歳が先手足輕頭から昇進した。さらに九月一日には栗田が兼職をしていた武具奉行の専任になり、代わって内藤政康三二歳が歩行頭から昇進した。用人も五十台が目立つ。

用人は寛永二〇年（一六四三）に設置されて以来、頼房の時代に一九人が任命されたが、その前職は目付方一四人、先手足輕頭二人、奥方番頭一人、歩行頭一人と圧倒的に目付が多かった。そして、万治三年（一六六〇）九月二日に頼房時代の最後に用人に登用された赤林になって、はじめて小姓頭から登用されたのである。これを継承して光圀は右にみたように、伊藤・桜井と続けて小姓頭から用人に登用した。頼房時代と光圀時代の役方の人事の大きな違いの一つはここにある。光圀の時代、隠居時も含めて寛文元年（一六六一）から元禄一三年（一七〇〇）までの間に、用人に任命されたものは四〇人いるが、そのうち二二人が小姓頭からの登用であった。次に小姓頭をみよう。

小姓頭は藩主の身の廻りの世話をする側近である。元年八月一九日に小姓頭であったのは駒井重治四四歳、藤川正盈五〇歳、秋田好明六五歳、川那部孝尚五八歳、富長重元四八歳、桜井安連五三歳、伊藤信直五〇歳、望月信尚三九歳、茅野為宗三八歳の九人である。ほかに庄直秀三四歳は就任が寛文元年とのみあって、彼も在任していた可能性がある。小姓頭も五〇歳前後が目立つが、若返りの方向性が次にみえてくる。

この間に異動したものは、右にみたように元年九月七日に伊藤

が、二年九月六日に桜井が用人に登用された。二年九月一日には川那部と秋田が准進物番頭に転任した。代わって就任したのは、二年九月六日に近藤定久三五歳が通事から、同月一日に大森信一四四歳が歩行頭から、朝比奈泰且三二歳が小十人頭から昇進した。

以上が布衣以上の役方の主な役職の人事である。次にそれ以下の各種の奉行をみるが、数が多いのでここでは民生と財政を担当する町奉行・郡奉行・勘定奉行・割物奉行のみをみる。

町奉行の格式は各種専門の奉行のなかで例外的に高く、物頭以上の格であった。ほかの諸奉行はその下の、素袍以上の格であった。

町奉行の定員は二人であった。元年八月一九日に町奉行であったのは加治盛胤六一歳と伊藤友近六一歳である。右にみたように加治は二年九月一日に奉行に昇進した。同じ日に伊藤も新番頭に昇進した。町奉行も高齢化していたが、若返りの方向に進む。代わって同じ日に加治秀次五一歳が御腰物奉行から、三野半左衛門が郡奉行から昇進した。

郡奉行の定員は四人であった。元年八月一九日に郡奉行であったのは矢野重保四六歳、小湊実勝四八歳、三野半左衛門、岡見治政四九歳である。しかし、二年四月二六日に三宅繁長五〇歳が代官から登用されて、定員は五人になった。四郡制から五郡制に改正されたのである。なお寛文九年にふたたび四郡制にもどった。ところで、右に見たように二年九月一日に三野が町奉行に昇進したので、代わって一〇月一五日に林十左衛門五三歳が代官から登用された。

財政を預かる勘定方の異動は激しい。まず管理部門を担当した勘定奉行をみると、元年八月一九日に勘定奉行であったのは、近

藤和隆五四歳、深沢重正五九歳、酒井玄良、渡辺滋五一歳、河西信豊五六歳、服部正勝四六歳、深沢直正三九歳の七人であった。このうち二年七月一四日に渡辺が、三年七月一六日に近藤が死亡した。一方、二年九月からは処罰的ともいえる人事が始まった。九月一日に正保二年（一六四五）に大番組から登用されて一七年勤めた酒井が、大番組に戻された。二五日には寛永一七年（一六四〇）に大番組から登用されて二年勤めた深沢重正が無役の寄合組に左遷され、また明暦三年（一六五七）に大番組から登用されて五年勤めた深沢直正は書院番組に格下になった。一月一一日には承応三年（一六五四）に大番組から登用されて八年勤めた河西が無役の寄合組に左遷された。残ったのは服部一人である。

勘定奉行の再編は順調には進まなかった。代わって勘定奉行には、二年九月六日に溝江重英三七歳が勘定役から転任した。次いで九月一日に佐藤盛定四四歳が矢倉奉行から転任したが、彼は四年七月一一日に大番組に左遷された。三年八月一三日に金奉行の内原六郎衛門三五歳が登用されたが、四年三月二七日に死亡した。三年九月六日に金奉行の小野正好三八歳が登用されたが、彼も四年三月に大番組に左遷された。結局、勘定奉行の人事が安定するのは、四年六月一一日の川又通正（註）の代官からの登用と、割物奉行であった鮎沢尚政五一歳と北河原景隆五六歳の転任を待たなければならなかった。

運用部門を担当した割物奉行は、勘定奉行のようには動揺しなかった。元年八月一一日に割物奉行であったのは長谷川正種六六歳と岩井木工左衛門四九歳と北河原景隆五三歳の三人であった。二年九月一日に鮎沢尚政四九歳が普請奉行から登用されて、陣容を強化している。なお右にみたように、四年六月一一日に北河原

と鮎沢は勘定奉行に転任した。代わって同じ日に右筆から箕川恒通四三歳と渡辺重次四一歳が昇進した。なお長谷川は四年中に病氣のために辞職した。

光圀が襲封した元年八月一一日から、三年の喪が明けてはじめて人事を実施したといわれる三年九月一五日前日までの役方の人事をみてきた。この間、いわゆるように光圀は人事に手を着けなかったのではなかった。かなり大規模に役方の人事を実施している。その意義を次に確認しよう。

たしかに光圀は既存の家老・大老・老中を留任させたが、その一方、襲封すると三人の傳、谷・藤田・川澄を老中に登用した。この人事で光圀は藩政府を、自分の意志が通りやすいように改めたといえる。

翌二年になると、奉行の人事に着手した。五月五日に佐野と兩宮を登用したが、この人事は成功しなかった。そこで九月一一日に望月と野村と佐野を辞職させ、加治を登用した。同時に九月一一日を中心にかのとき、光圀は大幅に役方の人事異動を実施した。問題点は二つあった。第一は高齢化である。第二は人材確保である。

頼房以来の奉行であった望月は寛永二〇年（一六四三）以来一九年、野村は正保元年（一六四四）以来一八年、奉行を勤めた。二人とも優秀な人材だったに違いない。しかし、二人は身分格式の障壁のために老中に登用されなかった。このために奉行までしか出世できない役方の中土上層の人事は停滞し、高齢化していたのである。九月に採用した加治が六二歳であったこと、奉行候補の五人の用人のうち三人が六〇歳前後であった点が、このことをよく示している。また町奉行も同様であった。そのほかの役職にも五〇台・六〇台のものがかなりいた。

第二の人材確保の問題とは、まず右にみたように優秀でも奉行は老中に登用されないという、身分格式の問題がある。さらにその役職にふさわしい能力のある人材を確保していなかった点が指摘できる。

用人の出身は目付一人、小物頭四人と続いて、頼房時代の最後に用人に就任した赤林になってはじめて、小姓頭から登用された。用人は公的な側面で藩主を補佐する役職である。それを監察の仕事をする目付や、軍事を担当する小物頭経験者が適切な人材であったとは思えない。また今日風にいえば藩主の秘書といえる役職の小姓頭も、頼房時代に二十九人任命されているが、小姓と通事からの出身は一〇人で、残りは歩行頭九人、小十人頭八人、持筒頭一人、御腰物番一人と番方が多かった。

勘定奉行も大番組出身が多かった。より正確に頼房時代に勘定奉行に任命された一九人の出身は、大番組頭一人、大番組一一人、書院番組一人、勘定役三人、金奉行二人、役金奉行一人と、圧倒的に番方が多かった。ほかの奉行も同様であった。たとえば郡奉行をみると、頼房時代に任命された二十四人のうち前職が判明する二人では、大番組頭一人、大番組四人、寄合組一人、与力四人、勘定奉行二人、普請奉行一人、矢倉奉行一人、大納戸役一人、代官五人、吟味役一人と、勘定奉行ほどではないが、番方が一〇人と多かったのである。

実務官僚層の不適正な人事は、番方の優位の下、役方の未確立という時代的な背景が作用していた。光圀の時代は役方の自立化が進行し、確立していったときである。しかし、実務官僚層の登用の不適切さは、この時点で解消された。寛文二年（一六六二）から四年の勘定奉行の人事で、光圀は勘定方の人材を勘定奉行に登用したことは、右にみた。隠居時も含めた光圀の時代、寛文元

年から元禄一三年（一七〇〇）の間に勘定奉行に任命されたものは二十九人いるが、その出身は割物奉行三人、金奉行四人、役金奉行二人、普請奉行五人、矢倉奉行一人、代官<sup>④</sup>四人、勘定役二人、大納戸役三人、大番組大納戸役二人、大番組頭一人、大番組一人、書院番組一人である。ほとんどが財務方を中心とした役方からの登用である。番方は五人いるが、このうち二人は大納戸役を兼務しているの、純粋な番方は三人のみである。

用人は光圀の時代に四〇人任命されたが、そのうちの二二人は小姓頭であったことは、右に指摘した。残りの出身は、多かった目付は四人と減り、ほかは役方からは寄合指引一人、大小姓通事一人、御城付四人であり、番方からは持筒頭二人、歩行頭二人、先手足軽頭四人、御腰物番一人である。用人の人事も大幅に改善されて、小姓頭を中心とした役方出身者が大半をしめるようになったのである。

寛文二年（一六六二）九月の奉行以下の役方の人事の改正は、大きな意義をもつものである。高齢化は活力の低下を意味したであろう。一方、不適正な人材登用は、職務能力の低下を結果したに違いない。光圀はこの改革に手を染めたのである。この時点では高齢化の問題は十分解決できなかったが、実務官僚層の人材登用の適正化には成功した。もちろん、人材登用の改革は、これのみにとどまらなかった。光圀は小姓頭を用人に登用した。頼房時代の最後の用人の人事を継承したものであるが、光圀はこの方法を有効に活用して、藩政府中枢の改革にまで及ぼすのである。この点は五節で論じるとして、次に番方の人事を分析しよう。

## 三 番方の人事

この時期の番方の人事は役方ほどには重要ではないので、より簡潔に記述する。

寛文元年（一六六一）八月一九日から三年九月一日までの番方の人事をみると、城代には元年に飯田正林六三歳がいたが、二年八月一九日に死亡した。城代はこの後、寛文八年三月に白井伊信六五歳が大老から登用されるまで空席であった。元年に次に高く、事実上名譽職で常置の職ではなかった大寄合頭と寄合頭には、寄合頭に真木景猶六〇歳がいたが、三年三月三日に死亡し空席となった。次の大番頭七人・書院番頭六人・供番頭四人には、この間に異動はなかった。

元年八月一九日に新番頭であったのは、大森良長<sup>20</sup>と豊島胤重五八歳と大久保重成六四歳の三人であったが、前節でみたように二年九月一日に町奉行から伊藤友近六二歳が昇進した。そして、三年八月一日に大久保が老衰のために辞職した。進物番頭は三人いたが、三年九月一〇日に福原資直四八歳が再任された<sup>21</sup>。奥方番頭には元年八月一九日に蘆川政次六二歳がいたが、三年八月二二日に死亡した。奥方番頭はこの後、一月近く空席となった。

以上が番方の主な布衣以上の格の役職である。次に主な物頭以上の格の役職をみよう。

旗奉行二人と鎗奉行一人は、この間に異動はなかった。持筒頭は三人いたうち、二年四月七日に久貝正信四八歳が死亡して、代わって先手足軽頭から高山重正六八歳が五月五日に登用された。持弓頭三人に異動はなかった。

四人いた小十人頭は大きく異動した。前節にみたように、元年中に庄直秀三四歳が小姓頭に昇進した。九月には歩行頭から朝比

奈泰且三一歳が登用された。庄の代わりとみてよい。二年九月には大きく異動した。六日に石野氏信<sup>22</sup>が取次役に昇進して、代わって歩行頭から興津常吉四四歳と久木久信四〇歳が登用された。一日には佐野源左衛門<sup>23</sup>が取次役に、朝比奈が小姓頭に昇進して、代わって富田政利三七歳が歩行頭から登用された。結局四人のうち三人が異動した。

七人いた歩行頭も大きく異動した。元年九月には右にみたように、朝比奈が小十人頭に登用され、代わって五百城吉恒三四歳が御腰物番から登用された。二年九月には大きく異動した。六日に右にみたように興津と久木が小十人頭に登用され、また牧野守政三六歳が先手足軽頭に転任した。代わって通事から吉田昌安三〇歳と、御腰物番から高岡通慶<sup>24</sup>が登用された。一日には前節でみたように内藤政康三二歳が用人に大森信一四四歳が小姓頭に昇進し、また右にみたように富田が小十人頭に登用された。代わって蘆川政信三一歳と木股勝久四二歳が御腰物番から登用された。歩行頭はこの間に総交代したのである。

二〇人いた先手足軽頭は五人が交代した。二年二月一九日に大久保忠氏五五歳が死亡した。五月五日には右にみたように高山が持筒頭に登用されて、代わって同じ日に供番組から富田貞次五〇歳が昇進した。九月六日には前節でみたように鈴木隆正五七歳が用人に昇進して、代わって同じ日に右にみたように歩行頭から牧野が転任した。一日には伊藤忠一五九歳が老齢のために寄合組になり、また里見親宗六九歳が病気のために寄合組になった。代わって同じ日に近藤伝兵衛四五歳と小勝信照<sup>25</sup>五四歳が目付から、真木忠兵衛<sup>26</sup>が御城付から、また蔭山寛信五一歳が書院番組頭から転任した。

九人いた留守居足軽頭にも異動があった。二年九月一日に望

月与五衛門<sup>26</sup>が病気のために、劔持吉勝七一歳が老齢のために寄合組になった。代わって同じ日に駒井久兵衛<sup>27</sup>が大番組から昇進し、久木秀勝四九歳が久昌院家老から転任した。そして、蘆沢吉郷<sup>28</sup>が三年一月一四日に、望月新八<sup>29</sup>が三月一七日に死亡した。

以上がこの間の番方の主な役職の異動である。特徴として、やはり高齢化が指摘できる。とくに最上層部にそれは顕著であった。しかし、大番組以下の布衣以上の格の役職では、新番組と進物番頭を除いて異動はなかった。これは、寛文元年（一六六一）四月に頼房によってすでに実施されていたからである。具体的に指摘すると、次のようであった。

大番組では寛文元年四月一日に大森尹貞六二歳が致仕したのにもない、四月五日に三木玄重四四歳が書院番頭から、四月七日に供番組から武藤隆貞四六歳が登用された。大番組はこの人事で、前年万治三年（一六六〇）正月時点の七人のうち五人が入れ替わった。すなわち、万治三年正月一九日に尾崎宗吉六〇歳が死亡した。六月二五日には白井伊信五七歳と田代吉音四九歳が大老に登用された。そして、この年に寛計正六六歳が病気のために辞職した。その一方、二月二二日に大竹正勝四八歳が書院番頭から、六月二五日には岡崎昌純三八歳が書院番頭老中から老中兼務のまま登用された。同じ日に梶川尚盛六〇歳が書院番頭列供番組老中から老中兼務のまま登用された。大番組も高齢化していたのである。

大番組の大幅な交代にともない、それ以下の番組も新たに登用されて若返った。書院番頭は寛文元年四月五日に三木が大番組に登用されたので、四月七日に佐藤吉成四三歳が供番組から、四月一三日に尾崎宗武三四歳が進物番組から登用された。なお書院番頭も万治三年中に、二月二二日の朝比奈泰通二五歳の取次役から

の登用と、右にみたように六月二五日の岡崎の大番組への登用があった。

新番組は万治三年三月六日に、大久保重成六三歳が進物番組から登用された。

供番組は寛文元年四月七日に、右にみたように武藤が大番組に、佐藤が書院番頭に登用された。代わって四月一五日に穂坂武勝三八歳が進物番組から、大森尹重四四歳が小姓頭から、伊藤友次二八歳が取次役から登用された。なお供番組は右にみたように、梶川が前年六月二五日に大番組に登用された。

進物番組は右にみたように、寛文元年四月一三日に尾崎が書院番頭に、四月一五日に穂坂が供番組に登用された。代わって四月五日に市川弘道三五歳が小十人頭から昇進し、また四月一五日に香取安冬六九歳が小姓頭から登用された。なお進物番組は右にみたように、万治三年三月六日に大久保が新番組に登用され、代わって九月一五日に寛徳直四一歳が小十人頭から昇進した。この時期、三人の進物番組は総交代になったのである。

次に物頭以上の格の番方の主な役職のこの間の異動を列挙すれば、次のとおりである。鎗奉行の安積正信七三歳が万治三年七月二八日に死亡した。持弓頭では寛文元年五月一六日に蘆沢安高五九歳が先手足軽頭から登用された一方、同年六月四日に西郷副忠六三歳が死亡した。小十人頭では右にみたように万治三年九月一五日に寛が、寛文元年四月五日に市川が進物番組に昇進した。代わって寛文元年四月一五日に横山君朝三一歳が歩行頭から登用された。歩行頭は横山の登用のほかに、右にみたように万治三年正月一九日に尾崎が進物番組に昇進した。代わって寛文元年四月一五日に興津常吉四三歳が御腰物番から転任した。先手足軽頭では万治三年三月六日に久世忠勝四八歳が目付西丸御城付から転任

した。寛文元年四月一五日には笠井重時六七歳が旗奉行に登用され、代わって同じ日に穂坂信次五二歳が留守居足軽頭から登用された。五月一六日には右にみたように蘆沢が持弓頭に登用され、代わって佐野貞猶四五歳が供番組頭から転任した。留守居足軽頭は万治三年一二月一日に望月次衛門<sup>30</sup>が大番組頭に転任し、代わって望月秀常四三歳が書院番組頭から転任した。寛文元年四月一五日には右にみたように穂坂が先手足軽頭に登用され、代わって五月一六日に経島信政五二歳が供番組から昇進した。

番方の人事は、とくに上位のものほど頼房時代の末期に高齢化が進行していた。これに対して頼房は最晩年に大番頭以下の大幅な入れ替えを実施した。番方、とくに上位はかなり若返っていたのである。光圀が番頭の人事にはやくから取組む必要性はなくなっていたのである。

それに対して異動の少なかった物頭以上の格である小物頭は、寛文二年（一六六二）九月を中心とした役方の人事に大きく影響された。四人いた小十人頭はこの間に、石野と佐野が取次役に昇進し、庄と朝比奈が小姓頭に昇進したために、留任したのは一人だけであった。この影響をその下の歩行頭は受けた。内藤が用人に大森が小姓頭に昇進したほかに、四人が小十人頭に登用されたために、歩行頭七人は総交代となったのである。その下の先手足軽頭も、鈴木が用人に昇進するなどの影響を受けたのである。

#### 四 寛文三年九月一五日の人事

二節でみたように、光圀は襲封直後の寛文元年（一六六一）八月に老中の人事を実施した。翌年五月には奉行の人事を実施し、さらに九月に奉行以下の役方の大幅な人事を実施した。それは三

節でみたように、番方の小物頭層にまで大きく影響するほどであった。それでは寛文三年九月一五日に、光圀がはじめて人事を実施したと誤伝され、信じられてきた人事とは、どのようなものであったのであろうか。

表1と2は私が確認した二七人の人事異動である。二七人の番方の人事を実施したのである。このほかこの日に、山内政武<sup>31</sup>が与力から普請奉行に昇進し、山県元纒三五歳が進物番から小納戸役に登用されたが、これは役方への人事であるのと、番方の二七と

表1 寛文三年九月十五日の人事（布衣以上の分）

	人名	年齢	禄高	前職	新職
1	梶川尚盛	63	800	大番頭老中	大寄合頭老中准家老
2	岡崎昌純	41	1000	大番頭老中	寄合頭老中
3	谷重代	65	600	老中准大番頭	城代格寄合頭准家老
4	藤田貞清	57	800	書院番頭老中	大番頭老中
5	川澄幸隆	57	500	書院番頭老中	大番頭老中
6	伊藤友次	30	2000	供番頭	書院番頭
7	大森尹重	46	800	供番頭	書院番頭
8	穂坂武勝	40	300	供番頭	書院番頭
9	市川弘道	37	600	進物番頭	供番頭
10	寛徳直	44	500	進物番頭	供番頭
11	川那部孝尚	60	300	准進物番頭	供番頭
12	秋田好明	67	300	准進物番頭	新番頭
13	石野氏信	60位	200	取次役准上寄合	進物番頭
14	富永重元	50	300	准進物番頭	進物番頭
15	駒井重治	46	300	小姓頭	奥方番頭

『水府系纂』より作製。

いう数字で数が満たされているので、除外した。表1は布衣以上の格の分であり、表2はそれ以下の中士のである。

表1からみる。襲封以前からの老中であつた1と2の梶川と岡崎は老中兼務のまま、大番頭から年長の梶川は大寄合頭に、岡崎は寄合頭に登用された。老中のなかで最年長であつた3の谷は老中を解任されて、准大番頭から城代格寄合頭准家老に格式をあげた。半ば名誉職であつた大寄合頭と寄合頭は、三節でみたように当時空席であつた。

4と5の藤田と川澄は老中兼務のまま、書院番頭から岡崎と梶川に代わつて、大番頭に登用された。欠員の生じた書院番頭には、6と7と8の伊藤と大森と穂坂が供番頭から登用された。書院番頭は一人多くなつた。定員は六人であつたのに、七人となつた。これは組を増やしたのではなく、表1のなかで年齢がもっとも若い三〇歳であ

表2 同人事続き (以下の中士分)

	人名	年齢	禄高	前職	新職
16	神戸安信	70	300	鎗奉行	旗奉行
17	穂坂信次	54	200	先手足軽頭	鎗奉行
18	都築五郎衛門	60位	200	留守居足軽頭	鎗奉行
19	河村伝三郎	64	200	先手足軽頭	持筒頭
20	彦坂重長	38	200	御腰物番	歩行頭
21	鈴木正重	47	200	目付	先手足軽頭
22	五百城吉恒	36	400	歩行頭	先手足軽頭
23	古沢常兼	61	200	書院番組頭	留守居足軽頭
24	堺和勝賢	54	200	大番組	留守居足軽頭
25	朝倉宗左衛門	50位	200	大番組	留守居足軽頭
26	小野盛員	27	350	大番組	大番組頭
27	秋田好興	38	切符	小納戸役	御腰物番

るが、禄高が飛びぬけて高い二〇〇石の伊藤を優遇するための措置であつたと思われる。門閥出身の彼は、翌年正月には傳准大番頭に登用され、その後、大番頭、老中、大老、家老と出世した。三人の供番頭の後任には、9と10の市川と寛が進物番頭から、11の川那部が准進物番頭から登用された。進物番頭の後任には13の石野が取次役准上寄合から、14の富永が准進物番頭から登用された。石野の禄高は二〇〇石と、この表のなかでもっとも低いが、彼はこの年一二月に三〇〇石になった。ここまでの人事は連続している。九月一五日の人事の眼目はここにあつたといえる。

表1の残りの人事を確認すると、12の秋田の准進物番頭から新番頭への登用は、三節にみたように大久保重成六六歳の老衰による辞職のための補充である。15の駒井の奥方番頭への登用は、三節にみたように蘆川政次六四歳の死亡にともなう補充である。

次に表2を確認すると、16の神戸の鎗奉行から旗奉行への登用により、普通二人の旗奉行が三人になった。これは近藤喜左衛門が、この直後の一〇月一四日に致仕しているから、それを予想しての人事であろうか。17の穂坂の先手足軽頭から、18の都築の留守居足軽頭から鎗奉行への登用は、神戸の登用と一人欠員であつた補充である。

19の河村の先手足軽頭から持筒頭への登用は、若菜吉正<sup>33</sup>の老衰による寄合組への移動にともなう補充である。20の彦坂の歩行頭への昇進は、22の五百城の先手足軽頭への転任の補充である。そして五百城と21の鈴木のみ付から先手足軽頭への転任は、穂坂と河村の登用にともなう補充である。23の朝倉と24の堺和と25の古沢の留守居足軽頭への昇進は、都築の登用と元からあつた欠員の補充である。

26の小野の大番組頭への登用は、この直後の一〇月一四日に渡

井玄雄六二歳が致仕したから、それを予想しての人事であらうか。27の秋田の御腰物番への転任は、もちろん彦坂の昇進にともなう補充である。なお秋田好興は知行取でなく切符であるが、これは彼が秋田好明の嫡子であったからである。

以上にみたように、表1の残り<sup>2)</sup>と表2の分は別個の欠員を補充するための人事であった。

明らかに寛文三年（一六三三）九月一日の人事の眼目は、老中の大寄合頭・寄合頭・大番頭への格上にあつた。番方優位の環境のなかにあつて、老中を番方の最高位ともいえる地位に就けたことは、ともすれば軽視されがちな藩政府と老中を権威づけたことは疑いない。とくに大寄合頭の任命ははじめてであり、寄合頭も真木につぐものであつた。頼房時代に老中に任命された九人は、家老と城代を兼務した肥田政勝を例外として、大番頭か書院番頭でしかなかったのである。

ところで、二つの表からはもう一つ重要な点を読み取れる。光圀との関係である。表1からみてみよう。1から5は老中であつた。このうち谷と藤田と川澄は、光圀の傅であつたことは再三指摘した。また谷は光圀の母の兄であつた。6の伊藤の伊藤家は、光圀を育てた三木之次の家と親戚であり、友次は養子になつていた。父友玄が亡くなつたので頼房の命で伊藤家に帰り、相続したものである。7の大森の父尹貞は明暦元年（一六五五）から寛文元年（一六六一）四月一日まで、光圀の傅であつた。11の川那部は寛永年中に光圀に奉仕した。12の秋田は寛永一四年（一六三七）に光圀に逮事した。逮事と奉仕の意味の違いは明らかでないが、成人の場合は逮事、少年の場合は奉仕と表現したように感じられる。いずれにしても側近く仕えたのである。そして、13の石野の母は、光圀が誕生したときに介副を勤めた老女高島である。14の

富永も寛永一七年に光圀に逮事した。

右にみたように表1のほとんどの人物に、光圀と強く結びつく個人的な関係を指摘できる。同様のことは表2においても、三人指摘できる。

22の五百城はもと井尾木と書いた。彼の高祖父は長宗我部元親の兄本吉で、土佐の井尾木に住したので井尾木と名乗つたのである。それを光圀が命じて、五百城に改めさせたのである。26の小野は、歌舞伎者であつた青年光圀を諫めた傅の小野言員の嫡孫である。27の秋田は寛永一六年（一六三九）に光圀に奉仕した。

光圀がはじめて人事に取り組んだと伝えられる寛文三年九月一日の人事において、光圀と強く結びつく個人的な関係をもつ人物が多いということ、とくに身分の高いものに多い点<sup>3)</sup>が、この人事の大きな特徴の一つである。

一般にこれまで光圀の役職の人選は、次のようであつたと説かれてきた。

西山公若き御時より御老後迄、御家士の中にて御氣二入、御心安内外被<sup>レ</sup>召仕一候者有<sup>レ</sup>之候。然とも役儀ハ其者の器相応二被<sup>レ</sup>仰付一候。昔分て御氣二入候者有<sup>レ</sup>之候を、人皆重き役儀可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>仰付一と取沙汰仕候を西山公風と御聞付被<sup>レ</sup>仰候は、沙汰仕候通、何某事ハ我か氣二入候。乍<sup>レ</sup>去政事の方ニ可<sup>レ</sup>用器にあらざ、愚なる沙汰を申候迎御笑被<sup>レ</sup>成候。されは下々にて存掛もなき士共に、御取立被<sup>レ</sup>遊候者ま、有<sup>レ</sup>之、又御氣に入候者共ニ差たる官祿ニも不<sup>レ</sup>預者も数多在<sup>レ</sup>之候。仍て西山公の御心中ハ何ともおし計奉り難き事也と皆申あへり。

私情を挟まず、藩内を広く見渡して、能力のあるものを任用したというのである。襲封直後に三人の傅を老中に登用したことと

いい、この番方の人事といい、そうした印象は受けない。少なくとも初期の光圀は、親しい関係にある家臣を優先して登用したのである。

## 五 初期の人事の意義

一節に引用した「義公行実」の寛文三年（一六六三）九月一日の人事に臨んだ光圀の意気込みを伝える言葉を、ふたたび引用しよう。

公かつて曰く、三年父の道を改むることなきは、ただに孝子の忍ぶあたはざるのみならず、三年の久しきに至りては、賢否得失、これを察しすでに熟す。黜陟更張、以て大過なかるべし。大抵先人老成して事をあらたむ。後輩軽々しくこれを左右せんとす。その害たるやはなほだし。

三年父の道を改めないのは、孝子の心の問題のみでなく、家臣の能力を正しく理解し、適正に任用するために必要だと述べている。しかし、すでにみたように光圀は寛文元年（一六六一）二年に役方を中心とした重要な人事を実施していた。

当時は定期異動とか定年制とかいう慣行や制度はなかったから、郡奉行のように増員したり、新しい役職を設ける以外は、欠員を順次補充していくのが通例であった。ただし、役方の多くには正確な意味での定員はなかったが、それなのに集中的に人事異動が実施されたということは、そこに政策的意図的な配慮があったとみなさなければならぬ。

それにもかかわらず、光圀が右のように役方の人事を無視する発言をした、また発言できた理由は、光圀が武士の職分は番方、軍事にあると考えていたからに違いない。またこの光圀の言葉を

怪しみ疑うことなく家臣たちが伝えたのも、彼らも同様にこの伝統的な武士観にとらわれていたからだ、といえる。

近世、役方の重視は着実に進行したが、武士の職分は番方と、番方を重視する傾向は改められることはなかった。たとえば、我々が政治史的・経済史的に具体的に水戸藩を分析するときに、郡奉行や勘定奉行を重視する。また水戸藩は思想的に重要な藩であるが、その核心となる地位である彰考館総裁は小納戸役を兼務していた。しかしながら、これらの役職は素袍以上の格でしかない。そして、番方でこの格であるのは番士なのである。

寛文三年九月一日の人事は、光圀が武士の職分は番方、軍事にあるとの思想を有していたことを示していた。同時に儒教的道徳主義者であることを明示した光圀自身による演出である、といえる。しかし、この人事の意義はそこにとどまるものではなかった。光圀は、老中たちを番方の最高位ともいえる地位に就けることで藩政府を権威つけた。また番方の重臣の多くに、個人的に親しい関係にある家臣を就任させた。この点も光圀が藩政を運営するうえで、大きな力になったに違いない。なぜ光圀はこのとき藩政府の権威を高め、また重臣層を自分と親しい家臣で固めたのであろうか。

光圀は高禄の家老の家をつぎつぎと断絶させ、また八人から一〇人いた家老の数を三、四人に減らしたことがもつともよく示すように、藩主絶対権の確立に努めた人である。光圀はなぜ絶対権を求めたのであろうか。一つには個人的な資質という点もあげられるが、なによりも必要だったからである。それは三四歳で襲封したときからであったに違いない。

水戸藩は慶長一四年（一六〇九）に成立した新規取立の若々しい藩であった。以来五二年、大藩御三家にふさわしい家臣団の編

成と行政組織の整備に取り組んできた。しかし、頼房の晩年になって硬直化して機能不全に陥っていたのである。その一つは高齢化にあったことはすでに指摘した。この問題は番方においては、頼房の時代末年に改善の努力が始まっていた。光圀は十分な成果はただちに挙げられなかったけれども、この方針を継承した。個人的にも三四歳の若い藩主であった光圀にとって、重臣に高齢者が多いのはやりにくかったに違いない。そして、役方の適正な任用の問題があった。襲封した光圀は、改革に取り組まなければならなかったのである。

役方の人事の適正化の問題は具体的には、どのようなかたちで顕現していたのであろうか。それは財政破綻の問題からであったに違いない。二節でみたように勘定奉行は七人のうち六人が交代となった。しかもその異動は懲罰的であった。勘定奉行は以後、番方中心から財務方を中心に登用されるようになった。そのうえ、ふたたび財政破綻が明白になった貞享二年（一六八五）から三年にかけて勘定奉行は総交代したから、この問題が大きかったことは疑いない。

水戸藩の財政をみると、寛永二〇年（一六四三）で三六万石余のうち、諸給分等三三万石余を除いた藩主収納高は三万七〇〇〇石余で、金にして八七四二両であった。支出は一八八六〇両で、九九一八両の赤字であった。支出のうち二三〇〇両が借金の利息であったから、すでに何万両もの借金があったといえる。しかし、頼房の時代は幕府から家康の遺金一五万両、秀忠の遺銀二万枚（金にして一万七二〇〇両）と家光の遺金の下賜があつて財政的に維持できたが、「晩年には漸次逼迫しはじめて、次代に及んだ」と指摘されている<sup>37</sup>。

光圀が襲封したときの水戸藩は財政的に破綻し、人事面でも硬

直化していたのである。改革が必要であつた。しかし、いくら意欲溢れる若き藩主光圀といえども、身分格式の壁は厚かったに違いない。そのうえ、慣習が支配する封建社会であるから、登用の方法を全面的に変えることは、かなりむずかかったに違いない。

光圀は一步一步、前進した。元年八月に傳であつた三人を老中に任命した。二年九月には役方の大幅な人事異動を実施し、人事の適正化を推進した。番方からの任用を減らして、専門性を重んじた人事に変更することは困難であつたであろうが、財政破綻をもたらした勘定方のあり方が有効に作用したに違いない。また政府中枢への道として、用人を小姓頭から登用した。寛文二年九月、光圀は法令二七条を發布するとともに、次のように厳命した<sup>38</sup>。

士家婚儀諸饗宴ノ制十三条ヲ命セラル。又頻年士農ノ窘窮ヲ察シタマヒ、節儉質素ノ制令ヲ執政ノ臣及諸物頭町奉行郡奉行二命セラル。又士庶ノ法令ヲ定メ、風儀ヲ正シ、諸有司政事二情ルヘカラサル旨、厳命したのみならず、それを「甚丁寧懇切」に説いたのである。有司が政治に励むのは当然のことである。その当然のことを厳命し、「丁寧懇切」に説いたということとは、当時の水戸藩がそうならなかったことを意味している。また光圀はこのとき、そのための改革を実施したことを意味しているのである。そして、寛文三年九月一日の人事を実施して藩政府の権威を高め、また身辺を固めたのである。

その後も人材確保の努力は続けられた。四節で「桃源遺事」が

伝える光圀の人選の方法を紹介し、ここでは否定的な見解を述べたが、光圀が人材を求め続けたことは事実である。光圀は身分格式の障壁を少しづつ打ち破っていった。また若返りを図った。その方法は二つあった。一つは下位のものの登用である。老中ではない、原則として本来五〇〇石以上のものが任命されていたが、光圀は三〇〇石まで下げた。

もう一つは役方の重視である。信条と違って、藩主としての光圀は役方を重視しなければならなかったのである。それまで奉行は老中に登用されなかったが、延宝六年（一六七八）八月二八日に内藤政康四八歳と興津重長四八歳を奉行から登用したことは二節で述べた。以後、老中の大半は奉行から登用された。なお、老中は大番頭か書院番頭を、奉行は馬廻頭を兼務したが、元禄になるとそれも解消の方向に向かった。

内藤と興津の年齢は四八歳と、二節でみた初期の奉行に比べて、格段に若返っている。奉行は用人から登用された。用人の多くは小姓頭から登用するように光圀は改めた。かくして小姓頭・用人・奉行・老中・大老と進むのが、もともとオーソドックスな役方の出世コースになった。もちろん、光圀はこの要となった小姓頭に有能な若手を採用した。

その実例を光圀が最後に大老に任命した二人、伊藤友親と肥田政大が大老になるまでの履歴をみて確認しよう。

伊藤友親は友次二〇〇〇石の弟で、庶子であった。光圀に取立てられてから、次のように出世した。

寛文二年三月一五日二五歳、小姓。同年九月六日、大小姓通事。同四年閏五月一七日二七歳、小姓頭。同七年三月一日三〇歳、用人。延宝五年一二月四〇歳、奉行准書院番頭馬廻頭、天和三年五月二〇日四六歳、書院番頭老中。貞享四年七

月一〇日五〇歳、大番頭老中。元禄六年六月一六日五六歳、大老。

肥田政大は家老で、後に光圀の兄頼重の後見人一万石となった肥田政勝の孫であるが、やはり庶子であった。光圀に取立てられてから、次のように出世した。

寛文三年一二月一八日一六歳、小姓。同九年六月一八日二二歳、御腰物番。延宝二年一二月一九日二七歳、歩行頭。同八年一二月二七日三三歳、小十人頭。天和二年四月九日三五歳、小姓頭。貞享三年二月五日三九歳、奉行馬廻頭。元禄元年七月晦日四一歳、老中准書院番頭。同三年三月二九日四三歳、書院番頭老中。同四年三月四日四四歳、大番頭老中。同六年六月一七日四六歳、大老。

庶子であった伊藤と肥田は、光圀に召出されて大老にまで出世した。有望だと判断されると、抜擢するのもはやかった。肥田のごときは用人を飛び越して、小姓頭から奉行に出世した。もちろん、その逆もあった。典型的には重臣の処罰である。光圀は重臣を数多く処罰した大名であった。

光圀の人材登用は成功したのであろうか。この評価は難しい。ただ、もしマイナス面があったとしたら、藩主絶対権を掌握しようとした光圀の個人的判断が優先したためであろう。

寛文八年（一六六八）年以降、水戸藩領農村は荒廃状況が進行した。この解決のために光圀は「民に凍餒あらば、いづくぞ人牧を用ゐん」といって、藩主であった最後の二年、元禄二年（二六九八）と三年の検見を農民に任せた。この事実は、藩主であった末期の光圀は藩政府と対立していたことを示している。この時期、財政を考えながら着実に農村を復興させるべく元禄改革に着手していた藩政府と、財政を考えずに早急に成果を挙げようとし

た光圀とは、対立していたのである<sup>(1)</sup>。光圀の判断がかならずしも適正でなかった一例といえる。

## 注

- (1) 『論語』三〇頁、明治書院、一九六〇年。なお、より簡略な表現は里仁(同書、一〇〇頁)にもある。
- (2) 「義公行実」「水戸義公伝記逸話集」二二頁、吉川弘文館、一九七八年。これは享保八年の改訂版である。元禄一四年版は同趣旨であるが、語句が一部違っている。
- (3) 野口武彦『徳川光圀』二二六―二二七頁、朝日新聞社、一九七六年。なお次にのべるように、谷は母の兄であり、また登用の時期と役職も間違えている。
- (4) 『桃源遺事』『水戸義公伝記逸話集』九五頁。
- (5) 瀬谷義彦『水戸の光圀』一三九―一四一頁、茨城新聞社、一九八五年。なお瀬谷は服喪中に改めた点として、勅使の返礼に自ら出向いたことと、武家諸法度に儒者が医陰と併記されていたのを除いたことと、笠原水道の建設をあげている。
- (6) 鈴木暎一『徳川光圀』九一・九五頁、吉川弘文館、二〇〇六年。また『水戸紀年』『茨城県史料近世政治編一』四六四頁、茨城県、一九七〇年。なお、この『水戸紀年』の記事は、注2に引用した「義公行実」の文に続けて書かれている。また、次に述べるように谷の職は間違っている。
- (7) 拙稿「徳川光圀の藤井紋太夫誅殺一件」(『東京家政学院筑波短期大学紀要』第4集第1分冊所収、一九九四年。後に拙著『水戸光圀の時代―水戸学の源流』(校倉書房、二〇〇〇年)に「光圀と藩政―藤井紋太夫誅殺をめぐる」と改題して所収。
- (8) 『水府系纂』、彰考館所蔵、茨城県立歴史館写真版。

- (9) 前掲拙著、九四頁。なお本稿はこの論文の補論ともいべきもので、これに基づく点は煩雑になるので、以下は注記を省略した。あわせ読んでいただければ幸いである。またこれが本稿を研究ノートにとどめた理由である。

- (10) 以下、『水府系纂』が出典の場合は注記を省略する。
- (11) 「水戸藩慶応年間迄の諸役順書」「水戸見聞実記」前付、『水戸見聞実記水戸藩末史料』所収、歴史図書社、一九七七年。この順書には誤りや誤植がある。また役職の変遷があり、光圀の時代と違っているものもある。なお、本稿では五段階の格付のなかで同一の格付内での出世は登用と表現し、上の格付への出世は昇進と表現し、異動した役職間の上下関係が不明な場合と同じ格付内での降格の場合は転任と表現した。また処罰的な降格は左遷などと表現した。
- (12) 水戸藩の奉行は寛延三年に若年寄と改称されたように、一般の奉行と違って、藩政府と諸役所を結びつける役職であった。
- (13) この准を説明した史料は管見のかぎり、みあたらない。ところで、谷は後に述べるように、寛文三年九月一五日に城代格寄合頭准家老になった。一般の大名家と同様に水戸藩でも、役職の格付は元来の軍事編成のものが適用された。そのとき、城代とか大番頭とかもとあった役職ならば問題はなかったが、役方とか番方でも新設の役職は城代格とか大番頭上座というように表現された。しかし、この表現では優遇が十分に表現できなかったときに、准が使われたのであろう。水戸藩の役職の第一は家老、第二は城代である。それ以前に谷は准大番頭であった。大番組は組数が定まっているから、本来名譽職であったことは間違いない。しかし、役職の異動をみていくと、准に任じられたものの補充をしている例が多くみられる。この場合、その職務を補助的に担当していたと判断される。二様に使用されたとみなされる。

- (14) (11) の史料によって水戸藩士は役職から五段階に格付されることを示したが、これと違って、水戸藩において上士・中士・下士と分類する場合、当時は次の基準がよいと私は考えている。上士とは老中になれる書院番頭以上の、禄高では五〇〇石以上のもの、中士とは郡奉行になれる一〇〇石以上のもの、下士とは一〇〇石未満のものである。
- (15) 取次役は分析しなかったが、数名在任していた。「格式用人ノ上」(二巻、朝比奈泰道の項)である。職務を明記した史料をみたことはないが、奉行の下役であろうか。
- (16) 水戸藩士の年齢は『水府系纂』に死亡時の年齢が記されているので判明するが、なかに記されていないものもある。とくに初期に多い。三野の死亡時の年齢は記されていないが、彼は明暦年中に家督をし、延宝四年に死亡したから、三〇歳くらいであったと思われる。
- (17) 酒井の死亡時の年齢は記されていないが、彼は寛永三年に家督をし、寛文三年に死亡したから、五〇歳を超えていたと思われる。
- (18) 川又の死亡時の年齢は記されていないが、彼は寛永年中に取立てられ、延宝四年に死亡したから、五〇歳くらいであったと思われる。
- (19) 水戸藩の代官は農政一般を扱う郡奉行と違って、蔵入地の年貢収納にあたった役職である。
- (20) 大森の死亡時の年齢は記されていないが、彼は元和年中から出仕して、同年中に家督をし、寛文四年に死亡したから、六〇歳にはなっていたと思われる。
- (21) 福原は慶安四年六月に進物番頭に任命されたが、万治二年三月二二日に病気のために辞職した。
- (22) 石野の死亡時の年齢は記されていないが、彼は慶長一九年に奉仕し、寛文一一年に死亡したから、少なくとも六〇歳に近かったと思われる。
- (23) 佐野の死亡時の年齢は記されていないが、彼は寛永年中に取立てられ、延宝四年に死亡したから、五〇歳くらいであったと思われる。
- (24) 高岡の死亡時の年齢は記されていないが、彼は正保年中に禿となり、元禄三年に死亡したから、三〇歳くらいであったと思われる。
- (25) 真木の死亡時の年齢は記されていないが、彼は寛永年中に奉仕し、寛文九年に死亡したから、五〇歳を超えていたと思われる。
- (26) 望月の死亡時の年齢は記されていないが、彼は元和四年に取立てられ、寛文三年に死亡したから、六〇歳を超えていたと思われる。
- (27) 駒井の死亡時の年齢は記されていないが、彼は長束正家に仕えた後、寛永年中に奉仕し、寛文九年に死亡したから、六〇歳を超えていたと思われる。
- (28) 蘆沢の死亡時の年齢は記されていないが、彼は元和元年に取立てられて、寛文三年に死亡したから、六〇歳を超えていたと思われる。
- (29) 望月の死亡時の年齢は記されていないが、彼は元和年中に家督をし、寛文三年に死亡したから、六〇歳にはなっていたと思われる。
- (30) 望月の死亡時の年齢は記されていないが、彼は寛永一三年以前に養祖父の家督をし、寛文一一年に死亡したから、五〇歳くらいであったと思われる。
- (31) 山内の死亡時の年齢は記されていないが、彼は明暦年中に奉仕し、元禄八年に死亡したから、四〇歳くらいであったと思われる。
- (32) 近藤の死亡時の年齢は記されていないが、彼は元和年中に奉仕し、寛文四年に死亡したから、六〇歳を超えていたと思われる。
- (33) 若菜の死亡時の年齢は記されていないが、彼は寛永年中に奉仕し、寛文三年九月一五日に老衰のために寄合組となり、翌年に死亡したから、六〇歳は超えていたと思われる。なお、若菜も九月十五日の人事の一環であるが、老衰による寄合組への異動であるから数えなかった。

- (34) 『桃源遺事』、前掲書、一四二頁。
- (35) (2) と同じ。
- (36) (11) と同じ。
- (37) 『水戸市史』中巻(一)、二七四～二八〇頁。水戸市役所、一九六八年。  
なお、引用は二七九頁。
- (38) 『水戸紀年』、前掲書、四六三頁。なお、この法令二七条などは管見のかぎり、みあたらない。
- (39) もう一人藤井紋太夫がいるが、彼は光圀に誅殺されたために『水府系纂』に載っていない。そのため詳細な履歴は不明なので省略した。
- (40) 『義公行実』、前掲書、六・一五頁。なお元禄版では検見を農民に任命したことは記されていない。
- (41) 拙著『水戸光圀の時代』、第一章「治政と実像」を参照。